

## 「大垣市ITエキスパート育成特区」に関する協定書

大垣市（以下「甲」という。）と岐阜経済大学（以下「乙」という。）は、高度情報都市づくりを担うIT（情報通信技術）分野の人材育成と地域経済の活性化を目指す「大垣市ITエキスパート育成特区計画（平成17年11月22日内閣総理大臣認定）」の推進に当たり、次の事項について協定する。

第1条 甲は、「大垣市ITエキスパート育成特区」計画を推進するものとする。

第2条 乙は、「大垣市ITエキスパート育成特区」計画に基づき、次の特定事業を実施するものとする。

（1）修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

（2）修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

第3条 甲は、乙が実施する前条の特定事業を広報・宣伝するなど、乙の事業を積極的に支援するものとする。

第4条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に疑義が生じた場合については、甲及び乙は、誠意をもって協議約定のうえ履行するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成18年1月13日

甲 大垣市丸の内2 - 29  
大垣市長 小川 敏

乙 大垣市北方町5 - 50  
岐阜経済大学長 黒川 博